

日米宇宙損害協定の附属書の修正等に関する
日米政府間での公文の署名・交換について

平成10年12月2日
文 部 省
科 学 技 術 庁

1. 概要

- (1) 日米宇宙損害協定の附属書に、文部省宇宙科学研究所 (I S A S) 又は宇宙開発事業団 (N A S D A) と米国航空宇宙局 (N A S A) との協力によるX線天文衛星 (A S T R O - E) 計画、改良型高性能マイクロ波放射計 (A M S R - E) 計画、磁気圏撮像 (I M A G E) 計画及び月探査衛星 (L U N A R - A) 計画の4件の協力活動を新たに掲載する公文が日米間で署名・交換された (別紙)。
- (2) また、同時に、上記X線天文衛星 (A S T R O - E) 計画、改良型高性能マイクロ波放射計 (A M S R - E) 計画及び磁気圏撮像 (I M A G E) 計画につき公文が日米間で署名・交換された。

2. 日時等

- (1) 日 時 : 平成10年11月30日 (月) 午前11時30分
(日本時間 12月 1日 (火) 午前 1時30分)
- (2) 場 所 : 米国ワシントン
- (3) 署名者 : 日 本 側 齊藤在米大使に代わる小林秀明公使
米 国 側 オルブライト国务長官に代わる
メアリー・ウェスト国务次官補代理

3. 計画のあらまし

(A S T R O - E 計画 ; I S A S)

本計画は、平成11年度1月又は2月に打ち上げ予定の宇宙科学研究所 (I S A S) のX線天文衛星に、高性能X線望遠鏡を搭載し、天文観測を行うことを目的としており、ブラック・ホール等の天体のみならず宇宙の構造及び進化に関する研究の促進に資する計画である。

(A M S R - E 計画 ; N A S D A)

本計画は、平成12年度に打上げ予定のN A S Aの極軌道プラットフォーム (E O S - P M 1) に、N A S D AのA M S R - Eを搭載し、グローバルな地球環境、特に水・エネルギー循環メカニズムの解明に資す

るデータを取得する計画である。

(IMAGE計画；ISAS)

本計画は、平成11年度1月にNASAが打ち上げ予定の磁気圏撮像宇宙船（衛星）に宇宙科学研究所が開発した中性子検出器を搭載し、リモートセンシング技術による地球の磁場観測を行うことを目的としており、地球の磁場構造の科学的解明に資する計画である。

(LUNAR-A計画；ISAS)

本計画は、平成11年度8月に打ち上げ予定の宇宙科学研究所の月面探査衛星に搭載された地震計及び熱流計を月面に打ち込み、月震、月表面における熱流量をNASAと共に計測及び分析することにより、月の内部構造、月の進化過程等の科学的解明に資する計画である。

第二条の規定に従い協定が適用される共同活動

第二条の規定に従い協定が適用される共同活動		第三条1(a)にいう機関、団体又はその他の者	
	日本	米	国
1	地球観測プラットフォーム技術衛星（ADEOS）計画	宇宙開発事業団	航空宇宙局
2	宇宙飛行士訓練計画	宇宙開発事業団	航空宇宙局
3	マニピュレーター飛行実証試験計画	宇宙開発事業団	航空宇宙局
4	熱帯降雨観測衛星（TRMM）計画	宇宙開発事業団	航空宇宙局
5	環境観測技術衛星（ADEOS-II）計画	宇宙開発事業団	海洋大気局
6	資源探査用将来型センサー（ASTER）計画	通商産業省	航空宇宙局
7	超長基線電波干渉計宇宙天文台計画（VSOP）	宇宙科学研究所	航空宇宙局
8	放射線実時間計測装置（RRMD）計画	宇宙開発事業団	航空宇宙局
9	微小重力科学実験室（MSL）計画	宇宙開発事業団	航空宇宙局
10	神経科学実験室（NEUROLAB）計画	宇宙開発事業団	航空宇宙局
11	気球搭載型超伝導スペクトロメーター計画	宇宙科学研究所	航空宇宙局
12	火星探査プラネットB計画	高エネルギー物理学研究所	
13	X線天文衛星（ASTRO-E）計画	東京大学	航空宇宙局
14	改良型高性能マイクロ波放射計（AMSRIE）計画	宇宙科学研究所	航空宇宙局
15	磁気圏撮像（IMAGE）計画	宇宙開発事業団	航空宇宙局
16	月探査衛星（LUNAR-A）計画	宇宙科学研究所	航空宇宙局

日米宇宙損害協定（クロス・ウェーバー協定）について

1. 正式名称

平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府と合衆国政府との間の協定

2. 経緯

95年	4月24日	署名
	5月31日	国会承認
	7月20日	発効及び公布
96年	4月3日	協定附属書の修正（第1回）
	6月25日	協定附属書の修正（第2回）

3. 概要

(1) 適用範囲

本協定は協定附属書に掲げる共同活動に適用される。96年6月の第2回修正により附属書掲載の共同活動は12件となった。

(2) 損害賠償請求権の放棄

日米両政府及びこれらの機関（宇宙開発計画を実施するために法令により設置される団体を含む）は、相手国の政府及びその機関並びにそれらの関係者等に対して生じる損害賠償請求権を相互に放棄する。

(3) 適用除外

上記相互放棄は、自然人の傷害等について当該自然人等が行う請求又は代位権者による請求、故意によって引き起こされた損害についての請求、知的所有権に係る請求等には適用されない。